

申請の手引き

申請書名	申立書（住宅用家屋証明書用）
添付書類等	<p>現在家屋の処分方法により添付書類が異なります。</p> <p>①現在家屋を売却する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・売買契約（予約）書,媒介契約書等売却することを証する書類・現在住民票の写し <p>②現在家屋を賃貸する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・賃貸借契約（予約）書,媒介契約書等賃貸することを証する書類・現在住民票の写し <p>③現在家屋が借家,社宅,寮等自己所有でない場合</p> <ul style="list-style-type: none">・賃貸借契約書,社宅証明書等自己所有でないことを証する書類・現在住民票の写し <p>④現在家屋に親族が住む場合等</p> <ul style="list-style-type: none">・当該親族の申立書等、現在家屋が今後申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類・現在住民票の写し <p>⑤処分方法が未定の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・入居が登記の後になることを証明する書類（詳細はお問い合わせください）・現在住民票の写し
注意事項	入居が登記の後になる理由を具体的に記入して、署名・押印してください。
問い合わせ先	税務課 資産税班 電話番号 043-496-1171 内線114～115